

令和3年度 「スラブ・ユーラシア地域（旧ソ連・東欧）を中心とした総合的研究」に関わる  
「共同利用型」の個人による研究 研究報告書

令和 4 年 5 月 13 日現在

研究課題名	刑法第 116 条の改正が与えた社会的影響に関する考察	
申請者	氏名	所属機関・職
	白村 直也	岐阜大学 教育推進・学生支援機構 ・ 特任准教授

研究成果の概要

令和3年度「スラブ・ユーラシア地域（旧ソ連・東欧）を中心とした総合研究」の共同利用型個人研究に従事した。設定したテーマは、「刑法第 116 条の改正が与えた社会的影響に関する考察」であった。本研究は、平成 31 年度と同総合研究「刑法第 116 条の改正と女性のための国家行動戦略 2017-2022 年の策定をめぐる考察」に続く研究テーマとして設定したものである。申請者は、令和 4 年 2 月 23 日（祝）から 2 月 25 日（金）（計 3 日間）、3 月 24 日（木）から 3 月 26 日（土）（計 3 日間）にかけて北海道大学スラブ・ユーラシア研究センターに滞在した。

2017 年の刑法第 116 条の改正は、とりわけ親族に対する暴力加害の刑を軽減するものとして注目され、また被害者の多くが女性であることから女性支援団体をはじめ世論の反発も激しかった。結果として同時期に実施されていた「女性のための国家行動戦略 2017-2022 年」で目指された男女の平等な権利と自由の実現等、いくつかの目標と矛盾しかねない状況がうまれた。

本研究は長期的にはこうした矛盾を紐解くことを目的としているが、今回の個人研究では、平成 31 年度の共同利用研究時に一部終わることができなかった新聞紙面の閲覧から作業をはじめた。改正がなされた 2017 年 2 月を起点にその前後数か月の主要新聞「Независимая газета」、「Российская газета」等に目を通し、多くの関連記事に目を通した。またスラブ・ユーラシア研究センターに所蔵されている学術誌（「Социологические исследования」など）に掲載された関係論文を閲覧した。今後持ち帰った資料を読み込んでいく。

主な発表論文等（雑誌論文、学会発表、図書 等）※謝辞の有無について明記願います。

1.（発表予定）岐阜大学教育推進・学生支援機構年報第 8 号。

入手した資料を今後丁寧に読み解き、その他論文などの形で成果を発表していきたい。

当該研究活動をもとに採択された研究プロジェクト（応募中の研究プロジェクトを含む）